

# 財団法人 日本いけばな芸術協会 寄附行為

## 第1章 総 則

- 第1条 この法人は、財団法人日本いけばな芸術協会という。
- 第2条 この法人は主たる事務所を東京都千代田区有楽町2丁目10番1号におき、従たる事務所を東京都千代田区有楽町2丁目10番1号および大阪府大阪府中央区高麗橋1丁目3番4号におく。
- 2 この法人は理事会の議決を経て必要の地に地方（地区）連絡事務所をおくことができる。  
(設置基準については別にこれを定める)

## 第2章 目的および事業

- 第3条 この法人は、いけばな界における各流派の提携を通じていけばな振興に関する活動を行い、いけばな芸術の昂揚とその普及をはかり、もって、わが国の文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。
1. いけばな振興に関する総合的企画とその実践
  2. いけばな展覧会等の開催
  3. 新人の育成
  4. いけばなに関する調査研究
  5. 海外へのいけばなの紹介および普及
  6. 海外のいけばな作家または団体との連絡、提携
  7. 出版物の刊行
  8. その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 資産および会計

- 第5条 この法人の資産は次のとおりとする。
1. 法人設立当初の寄付にかかる別紙財産目録の財産
  2. 資産から生ずる果実
  3. 事業に伴う収入
  4. 寄付金品
  5. その他の収入
- 第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産をもって構成する。
  - 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 4 寄付金品であって寄付者の指定あるものはその指定に従う。

- 第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、理事長が保管する。
- 第8条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実および事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度の開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰越すものとする。
- 第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。
- 第13条 この法人の会計年度は、毎年1月1日から同年の12月31日までとする。

#### 第4章 役員その他の機関

- 第14条 この法人に総裁1名、副総裁1名をおく。
- 2 会長、副会長、顧問、相談役、参与を若干名おくことができる。（参与規約については別にこれを定める）
- 第15条 総裁ならびに副総裁は、理事会の議決に基づき推戴し、この法人の象徴とする。
- 2 会長、副会長および顧問、相談役、参与は、理事会の議決に基づき委嘱する。
- 第16条 この法人には次の役員をおく。理事45名以上50名以内（うち理事長1名、副理事長3名、常任理事10名）監事4名。
- 第17条 理事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事は、特別会員のなかから理事現在数の4分の3以上の賛成でこれを選任する。
- 3 理事長、副理事長および常任理事は理事の互選による。
- 4 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 5 理事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。
- 第 18 条 理事長はこの法人の業務を総理し、法人を代表する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長の定めるところにより理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行なう。
- 3 常任理事は、理事会の議決に基づき日常の事務を処理する。
- 第 19 条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。
- 第 20 条 この法人の理事長、副理事長および常任理事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。また補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 理事長、副理事長および常任理事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。
- 3 特別の事情生じたときは、その任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。
- 第 21 条 監事は評議員会でこれを選任する。
- 2 監事は民法第 59 条の職務を行なう。
- 3 監事には前条第 1 項および第 2 項の規定を準用する。この場合には同条中「理事長・副理事長および常任理事」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。
- 第 22 条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情があった場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。ただし監事の解任にあたっては、あらかじめ評議員会の議決を経るものとする。
- 第 23 条 役員は有給とすることができる。
- 第 24 条 この法人には評議員 200 名以上 240 名以内をおく。
- 2 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について建議することができる。
- 3 評議員は、特別会員の中から理事会において 3 分の 2 以上の賛成でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- 4 評議員には、第 17 条第 1 項、第 4 項および第 5 項ならびに第 22 条の規定を準用する。この場合には第 17 条中の「理事」ならびに第 22 条中の「役員」とあるのは、それぞれ「評議員」と読み替えるものとする。
- 第 25 条 この法人の事務を処理するために事務局をおく。
- 2 職員は理事長が任免する。

## 第 5 章 会 議

- 第 26 条 理事会は毎年 2 回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は理事長とする。

- 第 27 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし当該議事については書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 2 理事会の議事はこの寄附行為に別段の定めがあるほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 28 条 次の事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
1. 事業計画および収支予算
  2. 事業報告および収支決算
  3. 不動産の買入基本財産の処分および担保提供についての事項
  4. その他この法人の業務に関する事項で、理事長において必要と認めた事項
- 2 前条 2 の規定は評議員会に準用する。この場合には前条 2 中「理事会」および「理事」とあるはそれぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。
- 第 29 条 すべて会議には議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 6 章 会 員

- 第 30 条 この法人の目的事業に賛同し、入会するものを会員とし、次の 2 種に別ける。
1. 特別会員 いけばな芸術の昂揚と普及活動の特に顕著である者
  2. 正会員 いけばな芸術の普及活動を行なっている者
- 第 31 条 会員はそれぞれ次の入会金および年会費を納入するものとする。
- |      |     |          |     |          |
|------|-----|----------|-----|----------|
| 特別会員 | 入会金 | 15,000 円 | 年会費 | 15,000 円 |
| 正会員  | 入会金 | 15,000 円 | 年会費 | 5,000 円  |

## 第 7 章 寄附行為の変更ならびに解散

- 第 32 条 この寄附行為は理事の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。
- 第 33 条 この法人の解散は理事の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 第 34 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似する公益事業に寄付するものとする。

## 第 8 章 補 則

- 第 35 条 この寄附行為についての細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

